

事業再構築指針の手引きの改訂履歴

バージョン	公表日	改訂内容
1.0	令和3年3月17日	<ul style="list-style-type: none">初版発行
1.1	令和3年3月29日	<ul style="list-style-type: none">製品等の新規性要件について、事業計画においてお示しいたぐ事項から「競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと」を削除。製品等の新規性要件を満たさない場合として、「事業者の事業実態に照らして容易に製造等が可能な新製品等を製造等する場合」を追加。業態転換の該当要件を「設備撤去等又はデジタル活用要件」から「商品等の新規性要件又は設備撤去等要件」に修正。製造方法等の新規性要件について、事業計画においてお示しいたぐ事項から「競合他社の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと」を削除。製造方法等の新規性要件を満たさない場合として、「事業者の事業実態に照らして容易に行うことが可能な新たな製造方法等で、製品等を製造等する場合」を追加。その他構成及び表現を修正。
1.2	令和3年6月2日	<ul style="list-style-type: none">P21、22の記載誤りを修正。 (【誤】売上高構成比要件⇒【正】売上高10%要件)
1.3	令和3年6月4日	<ul style="list-style-type: none">P28のよくあるご質問について、URLを修正。
1.4	令和3年7月30日	<ul style="list-style-type: none">製品等の新規性要件等の「新規性」の定義を見直し、2020年4月以降に新たに取り組んでいる事業が「新規性」を有するものとみなす旨を記載。

事業再構築指針の手引きの改訂履歴

バージョン	公表日	改訂内容
1.5	令和4年1月20日	<ul style="list-style-type: none">事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件（新事業売上高10%要件）について、付加価値額15%以上でも認める運用に変更。売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上ある場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも新事業売上高10%要件を満たす運用に変更。
2.0	令和4年3月28日	<ul style="list-style-type: none">回復・再生応援枠においては、「製造等に用いる主要な設備を変更すること」の要件を撤廃することについて記載。